

基本的考え方

水飲場は、車いす使用者、視覚障害者、子ども等に利用しやすい構造にするとともに、わかりやすい場所に設置する。

整備基準 水飲場

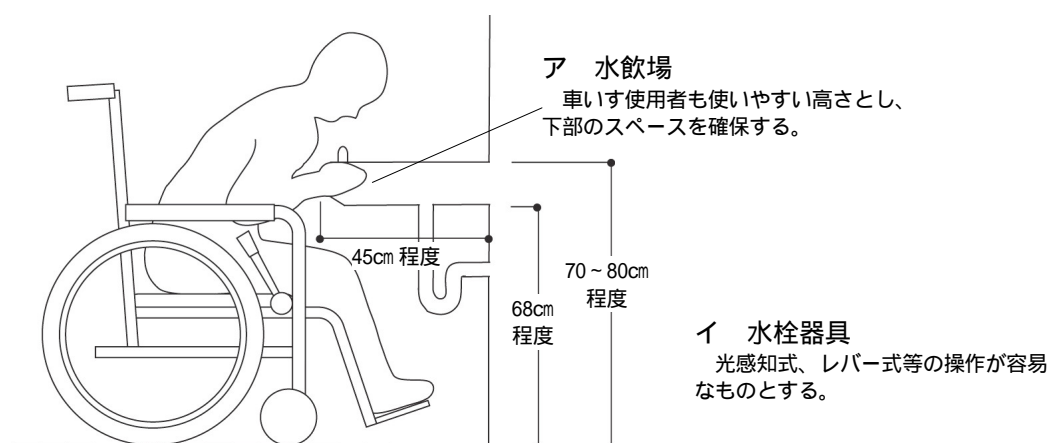
解説図

水飲場を設ける場合においては、次に定める構造とすること。
 ア 水飲場は、車いす使用者も円滑に利用できるよう高さ等に配慮した構造とすること。
 イ 水栓器具は、光感知式、レバー式その他の操作が容易な方式のものを設けること。

図 20-1
水飲場


整備基準の解説



図 20-1 水飲場



設計上の配慮事項（動作特性別）

ここでは、整備箇所別、動作特性別に「設計の配慮事項」を示している。

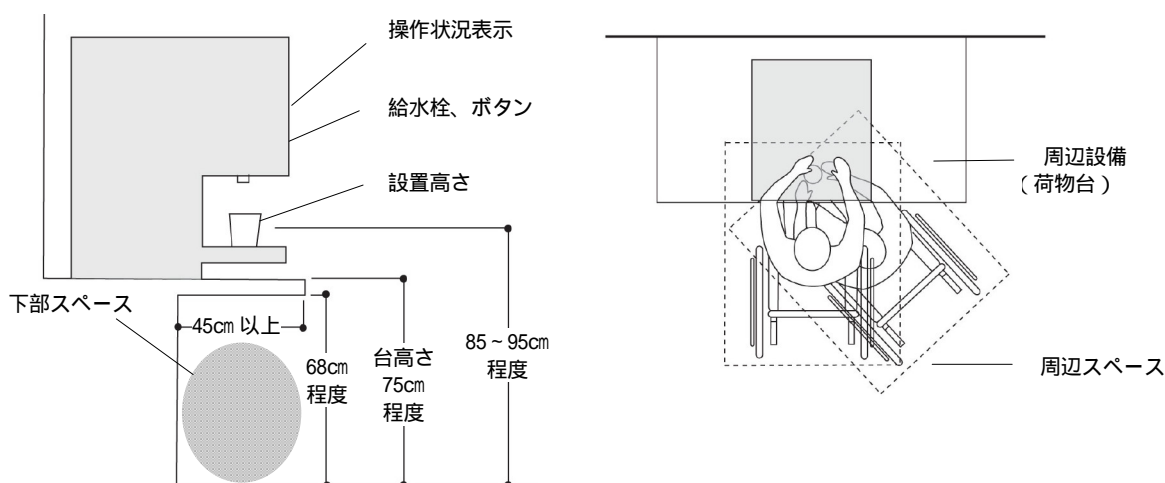
設計図内の番号	肢体不自由 			
	立位移乗		座位移乗	介助移乗
	杖歩行	歩行器等	車いす（自走車いす・電動車いす・介助用車いす等）	
設置高さ	・セルフサービスの給水器は、設置台の高さを 75cm 程度、コップ等の位置を 85～95cm 程度とする。			
給水栓、ボタン	・給水栓は、操作が容易な光感知式、レバー式、ボタン式等とし、足踏み式のものとは併設する。			
下部スペース	・車いす使用者の利用に配慮して、下部の高さを 68cm 程度、奥行を 45cm 程度とする。			
周辺スペース	・車いす使用者が近づけるスペースを確保し、いろいろな方向からアプローチできるようにする。			
周辺設備	・荷物を置ける台等を設けることが望ましい。			

設計 図内 の 番号	視覚障害 	聴覚障害 
	見えにくい(弱視/色盲) みえない(全盲)	聞こえにくい 聞こえない
給水栓、ボタン	<ul style="list-style-type: none"> ・セルフサービスの給水器の押しボタン等は、操作方法が単純でわかりやすいものとする。 ・弱視者にもわかりやすい色や形とする。 	
操作状況表示		<ul style="list-style-type: none"> ・セルフサービスの給水器では、給水の完了状況を表示するランプ等を設けることが望ましい。

設計上の配慮事項（設計箇所別）

ここでは、設計箇所別の配慮事項を示している。

セルフサービスの給水器の例



整備事例

近づきやすい水飲み場



- ・高さが2種類あり、下部や周辺のスペースも空いているので、子どもから大人、車いす利用者にも利用しやすい。（仙台空港・宮城県）

高さの違う水飲み場



- ・高さが2種類あり、子どもから大人、車いす利用者も利用しやすい。（ディズニーランド・アメリカ）

管理、人的対応の留意事項

- ・水飲み場の周囲及び下部スペースは、車いす使用者の接近の妨げとなるゴミ箱やベンチ等を設置しない。

知的、発達、精神に障害のある人への留意事項

- ・知的、発達、精神に障害のある人には、外出先で緊張によりのとが渴きやすい人や薬を飲む人がいるため、玄関ホール、トイレの近くなどに水飲み場を設置し、かつ、わかりやすく設置場所を伝えることが望ましい。

